

第4回保健福祉審議会議事録

開催日時：平成30年2月2日（金） 14:00～15:15

開催場所：役場議会棟1階 全員協議会室

協議事項：議案1「老人福祉計画（第8次）・第7期介護保険事業計画」について

議案2「太子町障害者計画（第3期）・障害福祉計画（第5期）」について

出席委員：龍田孝夫委員 稲田直彦委員 中谷裕美委員 森澤英一委員 福田幸代委員

田中孝生委員 瀧口迪範委員 西脇英子委員 上森俊正委員 廣橋敷隆委員

欠席委員：釣田孝三委員

事務局：三輪元昭生活福祉部長 大谷康弘副課長

説明員：杉原勝由高年介護課長 貞清洋子係長 檜皮和也主事

藤野和徳社会福祉課長 田中秀彦係長 木原由理主事

説明補助員：株式会社ぎょうせい より1名

株式会社公益創造センター より1名

発言者	内容
事務局	定刻より少し早いですが、保健福祉審議会を始めさせていただきたいと思ひます。委員の皆様よろしくお願ひします。 それでは、平成29年度第4回太子町保健福祉審議会を始めさせていただきます。本日の司会は、社会福祉課大谷が務めさせていただきますのでよろしくお願ひします。本日の審議会は、お手元に配付しております次第に従ひまして、進めさせていただきます。それでは審議会の開会に当たりまして、瀧口会長より御挨拶をいただきます。どうぞよろしくお願ひします。
瀧口会長	皆様こんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、第4回太子町保健福祉審議会に御出席賜りありがとうございます。本日の審議会では、継続審議としております2件の案件について、最終の審議をしていただきます。そして、それぞれの答申を行います。忌憚のない意見を出していただき、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、開会に当たつての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局	はい、ありがとうございます。 さて、本審議会は11名の委員で構成されており、本日は10名の委員に出席をいただいております。太子町保健福祉審議会条例第6条第2項の、審議会委員は委員の2分の1以上の者が出席しなければならないという規定を満たしており、本会議は成立していることを報告させていただきます。なお、釣田委員からは、本日遅れて参加、場合によっては欠席となるとの連絡をいただいておりますので、このような進め方をさせていただきます。御了承ください。
瀧口会長	それでは、審議に入らせていただきます。議長は審議会条例第6条第1項の規定に基づきまして、会長が議長を務めることとされておりますので、これからの議事進行につきましては、瀧口会長にお願いいたします。 それではただいまより審議会を開会いたします。委員の皆様には改めまして、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

説明員	ここで、審議に入る前に本日の審議会の議事録の署名委員を審議会規則第4条第2項の規定に基づき、議長より指名させていただきます。署名委員は森沢英一委員、そして、稲田直彦委員にお願いいたします。 それでは継続審議としております2件の議案につきまして、皆様で審議していただきます。本日の説明員は、議案1につきましては、高年介護課職員が行います。説明員として杉原課長、貞清係長、檜皮主事の出席を求めています。議案2につきましては、社会福祉課職員が行います。説明員として藤野課長、田中係長、木原主事の出席を求めています。 初めに議案1老人福祉計画第8次・第7期介護保険事業計画について、前回に引き続き審議に入りますが、説明員より補足説明があれば説明をお願いいたします。 高年介護課の杉原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 本案老人福祉計画第8次・第7期介護保険事業計画のコンサルタント業務を委託しております、株式会社ぎょうせいの西山主任研究員に同席いただいておりますこと、御紹介申し上げます。それでは、座って説明させていただきます。平成29年12月28日木曜日から平成30年1月26日金曜日にかけて、老人福祉計画第8次・第7期介護保険事業計画のパブリックコメントを募集いたしました。その結果、意見はございませんでした。そのことを報告させていただきます。 続きまして、前回の保健福祉審議会でご意見を賜っておりました件について、私どものほうでも中身をさらに吟味させていただく中で、前回お配りさせていただいた資料から若干の修正等を加えておりますので、そのことについてまず申し上げたいと思います。 【資料説明】
瀧口会長	説明員の補足説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑、御意見がございましたら挙手の上お願いいたします。ございませんか。 御発言がないようなので、これで質疑を終わります。それでは、本案につきまして皆様にお諮りいたします。太子町老人福祉計画第8次・第7期介護保険事業計画につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
委員一同 瀧口会長	異議なし 異議なしと認めます。本案につきましては原案のとおり承認することに決しました。この後答申を行うに当たり答申案の作成につきましては議長に御一任願いたいと思います。御異議ございませんか。
委員一同 瀧口会長	異議なし 異議なしと認めます。 ここで説明員交代のため、少し休憩いたします。
瀧口会長 説明員	【休憩】 それでは、審議を再開いたします。 議案2太子町障害者計画第3期・障害福祉計画第5期について審議に入りますが、説明員より補足説明があれば説明をお願いいたします。 社会福祉課の藤野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 まず、本日も前回までと同様に、本計画策定業務を委託しております株式会社公益創造センターの村岡氏が説明補助員として同席しておりますこ

とをご了承願います。座って説明に入らせていただきます。

前回、本審議会において、太子町障害者計画第3期・障害福祉計画第5期について、素案をもとに第4章施策の展開、第5章平成32年度成果目標及び障害福祉サービス等の見込み量について、御説明させていただき御審議いただいたところであります。

その後、幅広く町民の意見を反映するために、昨年の12月28日から今年1月26日までの期間、パブリックコメントの募集を行いました。パブリックコメントにおいて寄せられた御意見につきましては、お配りしております1枚物の資料、パブリックコメントの資料をお配りしておりますが、出ている意見が3件あります。この意見につきましては、一般の住民さんからの意見というよりも、太子町の自立支援協議会がございまして、自立支援協議会においてこの計画を説明した中で、そこに参加していただいている委員さんから出た意見ということになります。

まず1点目の意見として町職員の福祉教育だけではなく、庁舎内で連携をとり、福祉施策に取り組んでほしいという意見が出てきております。この意見に対しまして、町の考えとしましては、この計画の概要、施策の展開の各項目で記載しております取り組むべき課題に応じて、保険、医療、介護、教育、保育等、各分野の関係機関との連携をとりながら、障害者福祉施策を推進していきます。こういう方針としておりますので、この御意見に対しまして、特に計画を見直したというところはありません。

2点目、地域生活支援拠点等の整備に障害者に係る総合相談窓口を整備しますの文言を入れてほしい、明文化することで実行力のあるものになると考える、町広報等で広く町民に周知徹底を図ることを強く要望するという意見が出てきております。これに対しまして、町の意見としましては、相談支援の充実について、障害者が安心して自立した地域生活を送るためにも町として重点的に取り組むべき課題であると認識しております。成果目標の中で明文化はしていませんが、地域生活支援拠点の必要な機能の一つとして、相談支援機能が挙げられているため、地域生活支援拠点を整備していく中で、常時対応可能な総合相談窓口についても併せて平成32年までに整備する方針です。また、整備が完了したら町広報等で周知を図っていきます、という回答をさせていただく予定としております。

3点目に、グループホームを町内に1カ所以上設置しますの文言について、3年間の福祉計画と児計画が終了するまでに実現化に向けて努力していただきたいという意見がありました。これに対しまして、グループホームについて現在町内に確保できておりませんが、障害者が住みなれた地域で自立した生活を営むために必要不可欠であることから、町内に1カ所以上設置することを方策として掲げて関係機関に働きかけを行うとともに、町民への情報提供に努めていきます。計画の中にこのグループホームの誘致ということも入れておりますので、この御意見に対して、特に修正していくところはないという状況です。

パブリックコメントにつきまして、特に計画自体を修正した部分はないので御報告させていただきます。

続いて、前回御審議いただいた素案から若干修正した部分がございますので、障害福祉係長の田中の方から御説明させていただきます。

【資料説明】

瀧口会長

はい、説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑や御意見を

上森委員	お持ちの方は挙手の上、お願いいたします。はい、どうぞ。 上森と申します。今御説明がありました補足資料の中でですね、町広報等で広く町民に周知するというふうに述べられておるんですけども、広報は全町民を対象に配布されているということはよく知っておりますが、いろいろと情報提供の中にですね、ホームページをご覧くださいというふうなことも言われるわけですね。私自身からいえば、自分もインターネット等でいろんな情報を得るということはできているんですけども、ただ一般的にですよ、高齢者あるいは高齢者夫婦、そういった方々を見るにあたりですね、どうもそういう機械っていうんですかね、パソコンとか、スマホとか、あるいはインターネットを使って情報収集するということが苦手な人がたくさんおられるように思うんです。その場合に、町は情報は提供してますよと、広報にも載せてます、という形になるんですけど、いかほどに皆さんが広報等も含めて見ておられるのかなということで周知されている内容ですね、どういうふうな割合でみんな理解してくれとかなんかというところを調査されたことがあるのかな、と感じるところでございます。一方通行の情報提供ではなくて、それぞれがどういうふうにご利用してもらってるのかなというところの町としての掌握もしていただけたら本当に助かるなというふうに思いましたので、お尋ねします。
説明員	まず、ここでは町の広報等という形で書かしていただいておりますが、当然先ほどからおっしゃっていただいているホームページ等も含めての周知となってきます。ただ、高齢者とか、障害者の中でホームページを見る環境があるかどうか、それが苦手っていう状況があるのもこちらとしては認識しております。太子町の場合、障害福祉について町の窓口で障害者福祉のしおりというものを作っておりまして、窓口に相談に来られたときはそのしおり、これにつきましてはいろいろな障害の制度等を説明したものを記載しておるんですけども、それをお配りして説明させていただいてというのが今の現状です。ただ、それは窓口に来られて相談されたときに初めてお渡しできるような状況でもあります。今回の計画の中で相談支援体制の充実というものも掲げておりますので、町の役所の窓口だけではなくて、あるいは社会福祉協議会であったり、先ほど言った自立支援協議会であったり、あと役場の敷地内に「はらっぱ」というカフェがありますが、障害者の方が働かれている施設などもあります。そういった多様な施設において、情報提供ができるような仕組みづくりというものを今回の計画の中でまた検討していきたいと思っておりますので、情報提供はそういった多様な形をとったものを今後進めていきたいと考えております。以上です。
上森委員	ありがとうございます。今障害者関係のところで質問させていただいたんですけども、介護関係につきましても同じように思われますので、介護の方もひとつよろしく願いしておきます。以上です。
瀧口会長	ほかにございませんか。ないようですので、これで質疑を終わります。 それでは本案につきまして皆様にお諮りいたします。太子町障害者計画第3期・障害福祉計画第5期につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。
委員一同 瀧口会長	異議なし 異議なしと認めます。本案につきましては原案のとおり承認することに決しました。 この後、答申を行うに当たり、答申案の作成につきましては議長に御一任願いたいと思います。御異議ございませんか。

委員一同 瀧口会長	異議なし 異議なしと認めます。これですべての審議が終了いたしました。 それでは事務局と答申案を作成してまいりますので、ここでしばらく休憩とさせていただきます。 【休憩】
瀧口会長	答申案を作成しましたので、配布させていただきます。 お手元に配布しました答申案をご確認ください。 【委員が答申案の内容を確認】
瀧口会長	御確認いただきましたでしょうか。 ただいま御確認いただいた答申案につきまして御意見がございましたら御発言をお願いします。ございませんか。 それでは、お諮りいたします。 老人福祉計画第8次・第7期介護保険事業計画及び太子町障害者計画第3期・障害福祉計画第5期につきましては、お手元に配付しました案によりまして町長に答申することに御異議ございませんか。
委員一同 瀧口会長	異議なし 異議なしと認めます。 それでは、押印して答申をさせていただきます。 【瀧口会長が答申書を読み上げ、町長に手渡し】
町長	答申をいただきまして誠にありがとうございました。 8月2日に諮問して以来、4回にわたり熱心に審議いただきました。この答申を真摯に受け止めさせていただき、新しい老人福祉、介護保険及び障害者福祉施策を進めてまいります。 今後とも当町の町政運営に対しまして、格別のご理解、ご協力をいただきますようお願い申しあげまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。 ありがとうございました。
瀧口会長	予定しておりました案件の審議は終了いたしましたので、本日の審議会を閉会いたします。 委員の皆様方には、本審議会の円滑な運営に御協力を賜り、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。 以降の進行を事務局へお返しします。
事務局	事務局より一言御礼を述べさせていただきます。昨年の8月2日に第1回審議会を開催し、2件の計画を諮問させていただき、本日の答申までの間、委員の皆様には何かと御多忙の中、御審議を重ねていただきましたことを心より感謝申し上げます。 審議会委員の任期は2年となっておりますので、今の委員での体制もこの3月末までとなっております。この2年間、当町の保健福祉行政に御協力賜りましたことに重ねて御礼申し上げますとともに、今後とも町の行政運営に御協力いただきますようお願い申しあげまして、本日の審議会を終了させていただきます。 本日は、長時間にわたり御審議いただきまして誠にありがとうございました。

太子町保健福祉審議会規則第4条の規定によりここに署名する。

平成30年2月28日

署名委員 森澤 英一

署名委員 稲田 直彦